

千葉県指定自転車駐車場における一時利用の整理に要する費用の還付に関する取扱い要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県自転車等の放置防止に関する条例（以下「条例」という。）第17条第3項及び千葉県自転車等の放置防止に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第15条第1項第3号、第2項の規定による一時利用にかかる整理に要する費用（以下「整理費用」という。）の還付に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(一時利用の還付)

第2条 条例第17条第3項ただし書の規定により、一時利用の整理費用を還付する場合及びその額は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、いずれの場合も領収書がある場合に限る。

(1) 一時利用券（様式第8号の2）の利用を取りやめて未使用である場合 全額

(2) 一時利用券（回数券）（様式第8号の3）の利用を取りやめて全て未使用である場合 全額

(3) 一時利用券（回数券）（様式第8号の3）を利用したものの2枚以上が未使用である場合
回数利用（一時利用11回分）の金額から1日1回の金額に利用枚数を乗じて得た額を控除した額

2 一時利用にかかる整理費用の還付を受けようとする者は、指定自転車駐車場整理費用還付申請書（様式第12号）に一時利用券及び領収書を添えて市長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成28年12月 1日から施行する。

一時利用の整理に要する費用の還付に関する取扱いについて必要な事項を定めるため、以下のとおり要綱を制定してよろしいか。

経緯

条例施行規則では、整理費用の還付について定めているが、いずれも定期利用の場合を規定しており、一時利用については明確に規定していない。

また、条例施行規則に規定する一時利用券及び回数券の券面には、払い戻しをしない旨明記している。

ただし、これまでの運用上、全く使用していない回数券に限り、定期利用の還付申請書により還付申請手続きを受け付けている。(別添資料参照)

方針

当面は、券面に「**原則**、この券の払い戻しは、いたしません。」のように「**原則**、」を追記し対応するものとし、一時利用券または回数券の還付について申し出があった場合は、定期利用の還付申請書により還付申請を受け付けるものとする。

条例施行規則では、当初、一時利用の還付を想定していないものと思われ、券面にある「払い戻しをしない。」の表記に対して、上記対応には無理がある。

よって、一時利用の還付については、条例及び条例施行規則の改正を早期に検討するものとし、条例及び条例施行規則の改正と同時に本要綱の改廃を行うものとする。

施行日 平成28年12月 1日

※課内レク後、課長決裁を回議します。